

平成25年 No.12

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

制定理由

施設名の変更及び開館時間に変更（試行終了）に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年 3 月 8 日 学術情報委員会 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年 3 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第 7 号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：施設名の変更及び開館時間の変更（試行終了）に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （開館時間） 第5条 開館時間は、次のとおりとする。 （1）月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後10時（授業及び教育実習が行われない期間は、午後5時）まで （2）土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>午前10時（通常授業日は8時30分）から午後6時（授業及び教育実習が行われない期間は、午後5時）まで</u> 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。 〔省略〕 第7章 館内施設等の利用 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）<u>AVホール</u> （2）<u>グループ学習室</u> （3）展示及び掲示の設備 2 施設の利用については、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （開館時間） 第5条 開館時間は、次のとおりとする。 （1）月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後10時（授業及び教育実習が行われない期間は、午後5時）まで （2）土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>午前10時から午後5時まで</u> 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。 〔省略〕 第7章 館内施設等の利用 （施設の利用等） 第22条 図書館内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 （1）<u>視聴覚ホール</u> （2）<u>共同学習室</u> （3）展示及び掲示の設備 2 施設の利用については、別に定める。 〔省略〕